

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成31年1月16日

水曜日

第4448号

目次

告 示

- 富山県利賀芸術公園の利用料金の額についての一部改正 1
- 道路の位置の指定 2
- 位置の指定を受けた道路の変更
- 指定管理者の指定 3
- 指定自立支援医療機関の指定 4
- 指定自立支援医療機関の指定の更新 5
- 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定 6
- 庄川地域森林計画の樹立 7
- 神通川地域森林計画の変更
- 新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧 8
- 土地改良区の定款変更の認可

教育委員会告示

- 指定管理者の指定 9

公 告

- 建設業の許可の取消し 10
- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 11
- 肥料の登録有効期間の更新
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 12

告 示

富山県告示第6号

富山県利賀芸術公園の利用料金の額についての一部改正について

富山県利賀芸術公園の利用料金の額について（平成18年富山県告示第241号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成31年1月16日

富山県知事 石 井 隆 一

表中

石麗

1,100

雄峰	1,650
----	-------

を

石麗	1,100
----	-------

に改める。

(文化振興課)

富山県告示第 7 号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のように指定した。

平成31年 1 月16日

富山県知事 石 井 隆 一

道路番号	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	16.86	黒部市堀高 1 番 9	黒部市堀高 1 番 9	平成30年 11月 5 日
2	4.00	34.90	小矢部市新西 2057番	小矢部市新西 1025番	平成30年 11月 8 日
3	6.00	30.29	黒部市三日市字 櫛山2454番 1	黒部市三日市字 櫛山2415番	平成30年 11月 29 日
4	6.00	19.70	黒部市三日市字 櫛山2456番	黒部市三日市字 櫛山2413番	平成30年 11月 29 日
5	4.01～ 6.00	58.94	黒部市飯沢1192 番 4	黒部市飯沢82番 1 地先	平成30年 11月 29 日

富山県告示第 8 号

位置の指定を受けた道路の変更について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により指定した

道路の位置について、次のとおり変更の承認をしたので、富山県建築基準法施行規則（昭和53年富山県規則第47号）第18条第3項の規定により公告する。

平成31年1月16日

富山県知事 石 井 隆 一

	道路 番号	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
				始点の地名地番	終点の地名地番	
変更前の道路	1	6.00	76.10	中新川郡上市町 三日市字上町22 番29	中新川郡上市町 三日市字上町22 番21	平成13年 5月29日
変更後の道路	1	6.00	41.44	中新川郡上市町 三日市字上町22 番29	中新川郡上市町 三日市字上町22 番23	平成30年 12月7日

富山県告示第9号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成31年1月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県立乳児院

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

日本赤十字社富山県支部 支部長 石井 隆一

富山県富山市飯野26番地1

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

富山県告示第10号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成31年1月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県立山カルデラ砂防博物館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人立山カルデラ砂防博物館

富山県中新川郡立山町芦畷寺字ブナ坂68番地

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

富山県告示第11号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成31年1月16日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
チューリップ杉木薬局	砺波市杉木二丁目122番地	育成医療、更生医療	調剤	平成31年1月1日

アイン薬局南砺店	南砺市井波 938番地38	育成医療、更生医療	調剤	平成31年1月1日
アイン薬局小矢部店	小矢部市野寺73番1	育成医療、更生医療	調剤	平成31年1月1日
アイン薬局南砺中央店	南砺市梅野1596番地1	育成医療、更生医療	調剤	平成31年1月1日
氷見調剤薬局	氷見市鞍川1120番地1	育成医療、更生医療	調剤	平成31年1月1日
中田グリーン薬局	高岡市下麻生497番地1	育成医療、更生医療	調剤	平成31年1月1日

富山県告示第12号

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成31年1月16日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			
独立行政法人地域医療機能推進機構高岡ふしき病院	高岡市伏木古府元町8番5号	育成医療、更生医療	心臓脈管外科	平成31年1月1日
黒部市民病院	黒部市三日市1108番地1	育成医療、更生医療	整形外科	平成31年1月1日
黒部市民病院	黒部市三日市1108番地1	育成医療、更生医療	腎臓	平成31年1月1日

射水市民病院	射水市朴木20番地	育成医療、更生医療	心臓脈管外科	平成31年1月1日
かみいち総合病院	中新川郡上市町法音寺51	更生医療	整形外科	平成31年1月1日
永野薬局	射水市中新湊13番27号	育成医療、更生医療	調剤	平成31年1月1日
たんぼぼ薬局高岡店	高岡市宝町 143番 1	育成医療、更生医療	調剤	平成31年1月1日
たんぼぼ薬局伏木店	高岡市伏木古府元町 478番 2	育成医療、更生医療	調剤	平成31年1月1日
たんぼぼ薬局魚津店	魚津市相木字朝折 1 番 3	育成医療、更生医療	調剤	平成31年1月1日
たんぼぼ薬局黒部店	黒部市三日市字三島1107番地	育成医療、更生医療	調剤	平成31年1月1日
たんぼぼ薬局砺波店	砺波市中央町10番 7 号	育成医療、更生医療	調剤	平成31年1月1日
たんぼぼ薬局泊店	下新川郡朝日町泊 475番地 7	育成医療、更生医療	調剤	平成31年1月1日

富山県告示第13号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第6条の規定により告示する。

平成31年1月16日

富山県知事 石 井 隆 一

氏名	担当する医療の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
石川 忠夫	内科	かみいち総合病院	中新川郡上市町法音寺51番地	平成31年1月1日
岡澤 光代	総合内科、糖尿病内科	医療法人社団平成会桜井病院	黒部市荻生6675番地5	平成31年1月1日
町田 雄一郎	胸部心臓血管外科	金沢医科大学氷見市民病院	氷見市鞍川1130番地	平成31年1月1日

富山県告示第14号

庄川地域森林計画の樹立について

森林法（昭和26年法律第 249号）第 5 条第 1 項の規定により庄川地域森林計画を平成30年12月28日にたてたので、同法第 6 条第 6 項の規定により次のとおり公表する。

平成31年 1 月 16 日

富山県知事 石 井 隆 一

（「次のとおり」は、省略し、庄川地域森林計画書を富山県農林水産部森林政策課、高岡農林振興センター森林整備課、砺波農林振興センター森林整備課、高岡市役所、氷見市役所、砺波市役所、小矢部市役所、南砺市役所及び射水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第15号

神通川地域森林計画の変更について

森林法（昭和26年法律第 249号）第 5 条第 5 項の規定により神通川地域森林計画を平成30年12月28日に変更したので、同法第 6 条第 6 項の規定により次のとおり公表する。

平成31年1月16日

富山県知事 石 井 隆 一

(「次のとおり」は、省略し、神通川地域森林計画書を富山県農林水産部森林政策課、富山農林振興センター森林整備課、新川農林振興センター森林整備課、富山市役所、魚津市役所、滑川市役所、黒部市役所、上市町役場、立山町役場、入善町役場及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第16号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

砺波市土地改良区から申請のあった三郎丸5号1期地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成31年1月7日適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成31年1月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

土地改良事業計画書の写し

定款の写し

2 縦覧の期間

平成31年1月16日から

平成31年2月14日まで

3 縦覧の場所

砺波市役所

富山県告示第17号

土地改良区の定款変更の認可について

砺波市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24

年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、平成31年 1 月 7 日認可した。

平成31年 1 月16日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県教育委員会告示第 1 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第14条の規定により告示する。

平成31年 1 月16日

富山県教育委員会

教 育 長 渋 谷 克 人

1 公の施設の名称

富山県呉羽青少年自然の家

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社東洋サービス北陸

富山市千歳町一丁目 6 番18号

3 指定の期間

平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日

富山県教育委員会告示第 2 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第14条の規定により告示する。

平成31年 1 月16日

富山県教育委員会

教 育 長 洪 谷 克 人

- 1 公の施設の名称
富山県砺波青少年自然の家
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社日本ビルサービス
砺波市三郎丸313番地
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日

~~~~~  
公 告  
~~~~~

建設業の許可の取消しについて

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年1月16日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 処分をした年月日
平成31年1月7日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 商号 株式会社クレオジャパン
 - (2) 主たる営業所の所在地 高岡市下麻生伸町5487番地39
 - (3) 代表者の氏名 中川 和則
 - (4) 許可番号 富山県知事許可（般-25）第 15440号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定による一般建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実

株式会社クレオジャパンの元取締役は、取締役であった間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に

該当していた。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成31年1月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成30年12月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ありみね

3 代表者の氏名

尾崎 眞佐子

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市亀谷350番地13

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者（児）、児童に対して、居宅福祉サービスに関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

肥料の登録有効期間の更新について

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成31年1月16日

富山県知事 石 井 隆 一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
富山県 第 449 号	貝化石肥料	昭和粒状 35.0 貝化石 肥料B号	アルカリ分 35.0	該当なし	昭和肥料株式会社 富山県小矢部市東 福町10番1号	平成36年 10月19日

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成31年 1 月 16 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品等の名称及び数量
視覚検査装置 1 台
- (2) 調達物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成31年 3 月 22 日（金）
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成30年富山県告示第 182号）第 1 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成30年富山県告示第 182号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 応札仕様書等の提出期限

平成31年1月28日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

平成31年1月16日から同年1月23日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限

平成31年2月1日 午前10時

- (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

- (1) 開札日時 平成31年2月1日 午前10時

- (2) 開札場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。ただし、

開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認められた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。